

新型コロナウイルス感染症支援策

融資 緊急経営支援特別資金

対象

- 区内で同一事業を1年以上営んでいる法人または個人。ただし、区内に引き続き1年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業主を含む。
- 区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で創業して1年未満の法人または個人

融資限度額	資金用途	貸付利率	貸付期間	信用保証料補助
2,000万円以内	運転資金	無利子 (区が利子の全額を負担します)	7年以内 (繰上置き12か月を含む)	なし (信用保証料は自己負担)

子育て 追加育児パッケージ

対象

- 区内在住の妊娠中の方
タクシー移動や衛生用品購入に使用できる、1万円分のこども商品券を配布



ひとり親家庭支援

対象

- 児童扶養手当を受給している世帯
1万円分のQUOカードを配布



住居 住居確保給付金

対象

(原則3ヶ月、最長9ヶ月)

- 本人理由でなく、勤務日数や時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した方
- 世帯収入が基準額以下の方
- 世帯預貯金額が基準額以下の方
- 住居等困窮離職者に対する類似的給付または貸し付けを受けていない方

支給額上限

単身世帯	2人世帯	3~5人世帯
53,700円	64,000円	69,800円

※給付金は家主に降り込まれます ※収入に応じて調整があります

事務所 家賃支援給付金

対象

中小企業、小規模事業者、個人事業等であって、5月~12月において以下のいずれかに該当する者に支給されます。

- いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

法人の場合	
家賃75万円以下	家賃75万円以上 (上限225万円)
2/3助成 最大50万円	50万円 + 1/3助成 最大100万円

個人事業者の場合	
家賃37.5万円以下	家賃37.5万円以上 (上限112.5万円)
2/3助成 最大25万円	25万円 + 1/3助成 最大50万円

令和2年度 第2回定例会の議案

総務

補正金額 8億5,839万円

補正予算

①ふれあい植物センター改修事業	4,693万円
②育児パッケージ事業	2,919万円
③スタートアップ支援事業	2,587万円
④住居確保給付金事業	2億8,640万円
⑤予備費	4億7,000万円

- 渋谷区ふれあい植物センターは、渋谷区環境基本計画2018において「みどりの情報発信、普及啓発の拠点」として位置づけられています。施設の改修にあたっては、清掃工場の地域還元施設としての位置づけを踏まえた上で、野菜を栽培・収穫・消費するといった渋谷区版の地産地消への取り組みなど、新たな視点を取り入れた施設としてのリニューアルを図ります。
- “スタートアップ”と呼ばれる、新たなビジネスモデルを開発する起業の拠点として渋谷区が選ばれるよう、国内外の起業家へ向けた情報発信の強化、および支援策の検討を行います。具体的にはスタートアップ向けのHP作成や、オンラインでのイベント開催、不動産取得等に関する支援についての検討を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症対策として計上します。非接触式のサーマルカメラの購入や避難所への備蓄品購入等、状況に応じて活用していきます。

渋谷区議会議員 **松本 翔** 事務所